

令和6年度

幼保連携型認定こども園 西北夢
しおり（重要事項説明書）



社会福祉法人
夢工房

社会福祉法人 夢工房
幼保連携型認定こども園 西北夢

I 重要事項説明書

特定教育・保育の提供開始にあたり、西宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する条例第5条に基づき、当園があなたに説明すべき重要事項は、次のとおりです。

1 事業者の名称・代表者

事業者の名称	社会福祉法人 夢工房
事業者の所在地	〒659-0095 兵庫県芦屋市東芦屋町6番10号
事業者の電話番号・FAX	TEL 0797-23-9610/FAX 0797-23-9620
代表者氏名	理事長 滝澤 功治

2 施設の名称・代表者、利用定員

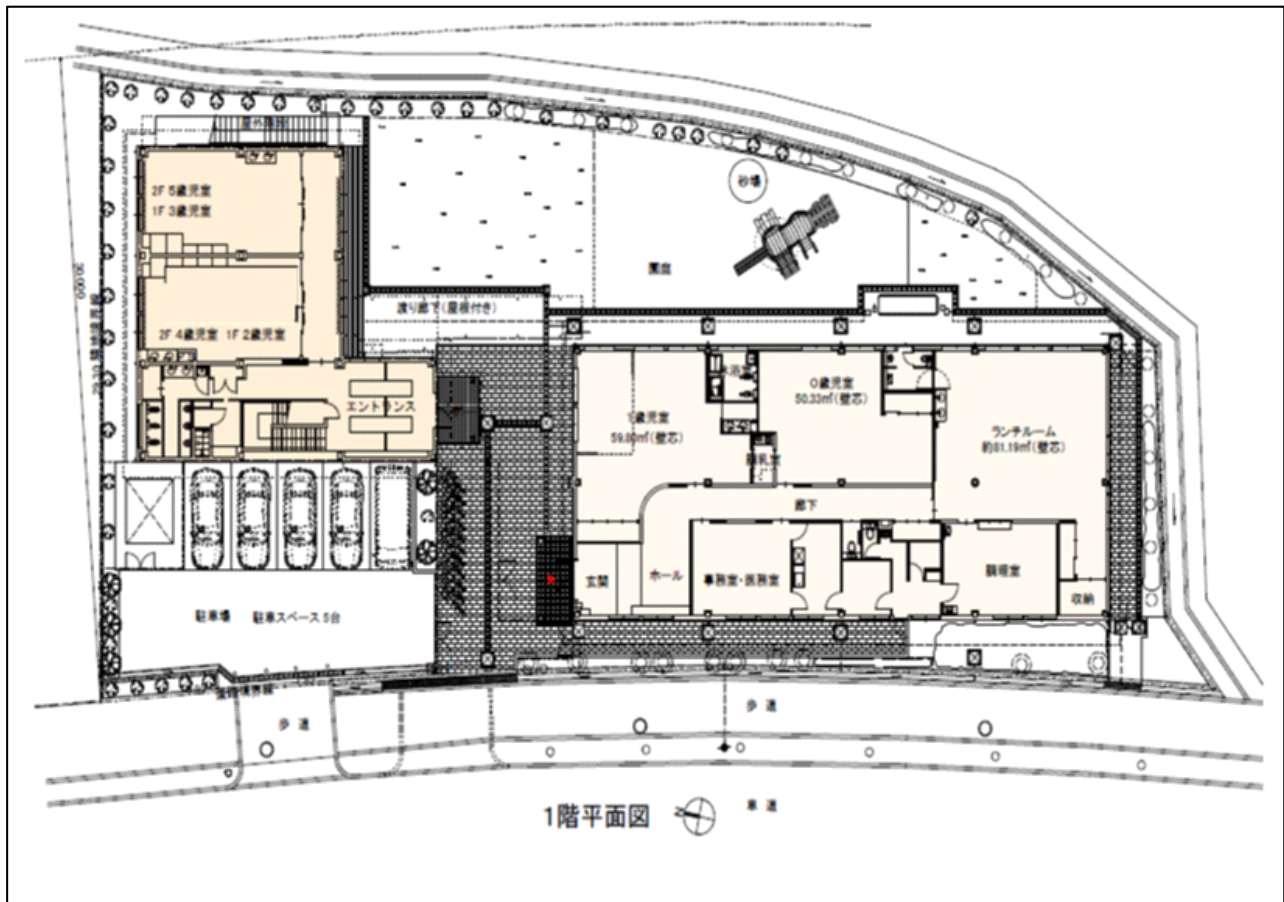
種別	幼保連携型認定こども園					
名称	幼保連携型認定こども園 西北夢					
所在地	〒663-8034 兵庫県西宮市長田町4-8					
電話番号・FAX	TEL 0798-65-9614/FAX 0798-65-9615					
施設長氏名	園長 行天 千智					
開設年月日	平成 20年 4月 1日 (令和 2年 4月 1日)					
利用定員（年齢別）	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
	3号認定			2号認定		
	9人	12人	18人	20人	20人	20人
				1号認定		
				6人		

3 施設の目的・運営方針

目的	当園の運営は健全な環境のもとで、社会福祉事業に関する熱意と能力を有する職員によって、乳幼児が適切に処遇され乳幼児の福祉を積極的に増進し、望ましい幼児教育の場を確立することにある。
教育理念	子どもたちの幸せのために、一人ひとりに寄り添い、生きる力の基礎を育む。 ～夢にあふれる未来づくり～
教育方針	①愛情深く子どもに関わり、自己肯定感を育む。 ②様々な体験を通して、自主性と創造力を育てる。 ③家庭的な温もりの中で、主体的な活動が出来る環境をつくる。 ④食を通じて、命の大切さと人としての喜びを伝える。 ～もっと もっと 遊んで、もっと もっと 考えて、大きく 大きく 夢をふくらまそう～

4 施設・設備の概要

敷地面積		1415.35㎡		
園舎	構造	鉄骨鉄造2階建（一部平屋建）		
	延床面積	597.96㎡		
主な施設設備	乳児室	1室	50.15㎡	こりす（0歳児）、りす（1歳児）
	ほふく室	1室	59.45㎡	
	保育室	4室	207.00㎡	うさぎ（2歳児）、ぱんだ（3歳児） きりん（4歳児）、らいおん（5歳児）
	ランチルーム	1室	81.40㎡	
	遊戯室	室	㎡	
	調理室	1室	21.90㎡	
	調乳室	1室	3.21㎡	
	幼児トイレ	3室	38.10㎡	（大9・小7）
	医務室	室	2.40㎡	
	職員室	1室	21.90㎡	
屋外遊戯場（園庭）		屋外遊戯場	368.39㎡（代替場所	高木公園）



5 職員配置の状況

(単位：人)

職員	常勤	非常勤	合計
園長	1	0	1
副園長	0	0	0
主幹保育教諭	1	0	1
副主幹保育教諭	2	0	2
保育教諭	16	8	24
保育補助	0	1	1
栄養士	2	0	2
栄養教諭	0	0	0
調理員	1	1	2
保健師	0	0	0
その他（用務員等）	0	2	2
合計	23	12	35

6 保育・教育を提供する日、時間

保 育 時 間		平 日	土 曜 日	日曜・祝日
1号	預かり(朝)	08時30分 ～ 09時00分	休園	休園
	通常	09時00分 ～ 13時00分		
	預かり(夕)	13時01分 ～ 16時30分		
2号 3号	標準時間	時間外(朝)	なし	休園
		通常	07時00分 ～ 18時00分	
		時間外(夕)	18時01分 ～ 20時00分	
	短時間	時間外(朝)	なし	
		通常	08時30分 ～ 16時30分	
		時間外(夕)	なし	

*12月29日から1月3日は休園日となります。

*1号認定は春季・夏季・冬季の休みがあります。

春季4月28日～5月2日・夏季8月10日～8月16日・冬季12月26日～1月6日

*1号認定は7時の時点で阪神地区に警報が発令された場合は休園になります。また、保育時間中に警報が発令された場合はお迎えとなります。

*土曜日は提出して頂いております勤務証明書に基づいての保育となっております。

*表中の号数は、子ども・子育て支援法第20条に規定される支給認定の各区分を表しています。

7 提供する保育・教育の内容

(1) 特定教育・保育

支給認定を受けた保護者に係る園児に対し、当該支給認定における保育必要量の範囲内において特定教育・保育を提供します。

(2) 時間外保育

やむを得ない理由により、支給認定における保育必要量の範囲を超えて保育を必要とする場合は、当該支給認定に係る園児に対し、法に規定する時間外保育を提供します。

(3) 食事の提供

園内の調理室で調理を行い、昼食及び午後のおやつを提供します。

乳児についてはこれに加え午前中に補食(牛乳)を1回提供します。

(4) 一時預かり保育

(5) その他保育に係る行事等

＜毎日の流れの基本＞ 詳細は P16

	0歳児（3号）	1・2歳児（3号）	3歳児以上（2号）	3歳児以上（1号）
7:00	開 園 （通常登園）			
8:00	おむつ交換			
	自由遊び			8:30～9:00 ＜預かり保育＞
9:00	おむつ交換 朝の補食			通常登園 自由遊び
10:00	園内外遊び・設定保育			園内外遊び・設定保育
11:00	昼 食			
12:00				
13:00	午 睡			順次降園
14:00				13:00～16:30
15:00	おやつ			＜預かり保育＞
16:00	自由遊び、おむつ交換			
17:00	順次降園			
18:00	＜時間外保育・おやつ＞			
19:00				
20:00				

＜園外保育＞ 詳細は P16

屋外園庭以外に、近隣にある 高木公園などに、バギー等も利用しながら、安全を確保できる職員体制のもと、お散歩に行きます。

＜年間計画＞ 詳細は P17

- ① 四季折々の行事を予定しています。
- ② 月別の予定は、P17に記載していますが、実施時期、内容に変更があることもありますので、ご了承下さい。
- ③ また、行事等の詳細は決まり次第、園だよりや掲示板でお知らせしますので、ご確認下さい。

8 利用料金

(1) 保育に係る利用者負担額（保育料）

0歳から2歳のお子さまは、西宮市が定める保育料を園にお支払い頂きます。

(2) 時間外保育料（預かり保育料）

時間外保育を利用された場合は、利用料を園にお支払い頂きます。

時間外保育料 預かり保育料		時間		利用料（円）
	保育標準時間認定	月極	18:01～19:00	6,000
			18:01～19:40	9,000
			18:01～20:00	11,000
		日割	18:01～19:00	800
			18:01～19:40	1,300
			18:01～20:00	2,100
	教育標準時間認定 （1号認定）	8:30～9:00		450
		13:01～16:30		

* 閉園時間（20:00）を過ぎてのご利用になった場合、5分超過するごとに、一律で500円を徴収させていただきます。

* 1号認定利用者で、園の行事により規定の時間を過ぎる場合、行事の開始・終了時間に登降園をしていただければ、450円の追加料金は発生いたしません。

(3) 保育の提供に要する実費に係る利用者負担

① 毎月納めて頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円/月)	備考
給食費（1号認定）	—	—	—	○	○	○	5,000	
主食費（2号認定）	—	—	—	○	○	○	1,500	
副食費（2号認定）	—	—	—	○	○	○	4,500	
布団リース（希望者）	○	○	○	○	○	○	945	
絵本代	—	—	—	—	—	○	470	

② 使用した際に購入して頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備考
布団リース	○	○	○	○	○	○	100（1日）	忘れた場合
哺乳瓶 乳首	○	—	—	—	—	—	300前後	忘れた場合
パンツ	—	—	○	○	○	○	300～ 500程度	ストックが なかった場合

③ 新入・進級時に購入して頂くもの

	0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児	金額(円)	備考
カラー帽子	○	○	○	○	○	○	1,000	R6.4～
シール帳	—	—	740	610	620	730	—	
連絡帳（0、1）	180	180	—	—	—	—	—	
スポーツ共済加入金	○	○	○	○	○	○	243	

※その他、行事に係る費用等については、事前に保護者に案内の上、徴収します。

④ 支払方法

原則、口座振替とします。

9 利用の終了に関する事項

園児が、次に該当する場合は、保育等の提供を終了するものとします。

- (1) 園児が、小学校へ就学した時
- (2) 園児の保護者が、「子ども・子育て支援法」に基づく支給認定を受けられなくなった時
- (3) その他、当園の利用を継続することが困難な事由がある時

10 給食・食育について <詳細はP22～24>

<自園給食>

食に興味を持ち、食べることが大好きな子どもを目指して日々の給食提供・食育活動を行います。
その為、自園のオープンキッチン（子どもたちから見えるキッチン）で調理し、調理する姿や、おいしそうなおいを感じ、食欲を感じる自園給食にこだわっています。

<特別食（アレルギー）対応>

- ① 食物アレルギーのある場合、集団給食で可能な限り個別対応します。
誤食事故防止のため完全除去となります。
- ② アレルギー食をご希望の場合、医師による指示書を必ずご提出下さい。（解除の場合も同様です）
- ③ 原則は除去食ですが、必要な栄養価を満たせるよう、可能な限り代替食の対応をします。
- ④ 調味料（醤油・砂糖・サラダ油）が除去の場合など、お弁当持参対象となる場合がありますので、ご相談下さい。
- ⑤ ご家庭の嗜好による食材除去は致しませんのでご了承下さい。
- ⑥ その他の対応が必要な場合は、園にご相談下さい。

<食育活動>

- ① 保育の中で食べることが大好きになる気持ちを育む事を目指しています。
- ② クッキングを行う場合は前もってお知らせします。以下のご協力をお願いします。
 - ・エプロン、マスク、三角巾はクッキング実施日の3日前にお持ち下さい。
 - ・子どもの爪は必ず切り、マニキュア等は落として清潔な状態にして下さい。
 - ・下痢や嘔吐の症状があるなど体調が優れない場合はお申し出下さい。
- ③ 食べ物を持ち帰ることは衛生管理上出来ません。

11 園と保護者との連携について

- (1) 園と保護者が常に密接な連携を保ち、園児の成長及び園の運営について、個人別の連絡帳、個人懇談、園だよりなどを通じて、保護者の皆様のご理解とご協力を得られるように努めます。
- (2) 地域の子育て家庭への支援及び相互交流を図るため、園庭開放、育児相談、子育て講座の開催、掲示板による地域向け育児情報の提供等の子育て支援事業を実施します。

12 健康管理と緊急時の対応について

- (1) 常に、園児の健康に留意し、所管行政機関が指定する回数以上の健康診断を実施し、その結果を記録すると共に保護者にご報告します。
- (2) 職員については、年1回以上の健康診断を実施すると共に、毎月、細菌検査を実施します。
- (3) 感染症や食中毒が発生、又はまん延しないように、国の「保育所における感染症対策ガイドライン」及び所管行政機関が指定する基準に則り、感染症及び食中毒の予防のための衛生管理を、適切に実施します。
- (4) 万一、保育の提供中に、子どもの健康状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、保護者の方があらかじめ指定した緊急連絡先に連絡すると共に、嘱託医へ連絡するなど、必要な措置を講じます。保護者と連絡が取れない場合には、乳幼児の身体の安全を最優先させ、しかるべき対応を行いますので、あらかじめ御了承願います。
- (5) 当園では、以下の医療機関と嘱託医契約を締結しています。

医療機関の名称	みぞじりクリニック（内科）
医 師 名	溝尻 素子
所 在 地	西宮市甲子園8番町6-15
電 話 番 号	0798-40-5065
医療機関の名称	和手歯科（歯科）
医 師 名	和手 甚京
所 在 地	西宮市甲子園6番町14-26 シャンポール甲子園1階
電 話 番 号	0798-46-7495
医療機関の名称	佐古耳鼻咽喉科（耳鼻科）
医 師 名	貴田 雅子
所 在 地	西宮市高須町2丁目1-19-105
電 話 番 号	0798-42-0302
医療機関の名称	今泉眼科（眼科）
医 師 名	今泉 正徳
所 在 地	西宮市両度町6-22-203
電 話 番 号	0798-68-4122
医療機関の名称	一般社団法人 西宮薬剤師会(学校薬剤師)
医 師 名	桂 基樹
所 在 地	西宮市池田町13-2西宮医療会館2階
電 話 番 号	0798-23-0447

13 非常災害対策について

非常災害時等に当園が取るべき措置については、所管行政庁等の指導に基づき、保育の中止や緊急避難を行いますので、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

大規模地震警戒宣言発令時	保育中止。メール連絡によりお知らせします。
暴風雨警報発令時	園は開園していますが、状況によってはメールにて早めのお迎えをお願いする場合があります。仕事の都合がつく場合は、安全確保の為、家庭保育をお願いします。交通インフラ等やライフラインに相当な被害を予見する場合は避難行動をとることが予想される為、勤務等やむを得ず保育を必要とする方のみ受け入れます。
特別警報発令時	午前7時の時点で、適用地域内にある場合は、休園とします。 また、途中で解除されても当日は休園となります。 登園後に発令された場合は状況を見て、指定場所へ緊急避難する場合があります為、速やかにお迎えをお願いします。
高齢者等避難（警戒レベル3） 避難指示（警戒レベル4） 緊急安全確保（警戒レベル5）	午前7時の時点で、適用地域内にある場合は、休園とします。 また、途中で解除されても当日は休園となります。 登園後に発令された場合は状況を見て、指定場所へ緊急避難する場合があります為、速やかにお迎えをお願いいたします。
ライフライン停止時	ガス、電気、水道等のライフラインが停止し、保育に支障をきたす被害があった場合は休園となります。
避難訓練	月に1度、火事・地震・津波を想定した訓練や指定場所への避難訓練を行います。

※避難情報（警戒レベル）については、西宮市防災ポータルよりご確認ください。

<https://www.nishinomiya-bousai.jp/>

14 防犯、事故防止のための措置

- （１） 防犯訓練を実施し、不審者が園に来た際の対応を園児に教えています。
- （２） 事故が起こったときは「事故報告書」、事故が起こりそうだった時は「ヒヤリハット報告書」を作成し、全職員が情報を共有することで、事故の予防、再発防止に努めています。

15 賠償責任保険の加入状況

在園児の不慮の事故に備えて、以下の保険に加入しています。

	保健の種類	内容
東京海上日動火災保険株式会社	普通傷害	死亡/後遺症傷害 ￥2,300,000
東京海上日動火災保険株式会社	賠償責任	施設賠償（対人・生産物） ￥1,000,000,000 /1名・1事故

上記とは別に、独立行政法人日本スポーツ振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。

園の管理下において児童が災害にあった場合、その治療費や見舞金の給付を保護者様に対して行う公的給付制度になります。

16 虐待防止のための措置

当園は、園児の人権の擁護及び虐待の防止を図る為、虐待防止に関する責任者を選任すると共に、職員に対する研修の実施その他必要な措置を講じています。

欠席が続き、園児の安否確認ができない場合は、保育所事業課や関係課に相談・報告いたします。場合によっては、警察に連絡することもあります。

登園時に、子どもの体調、家庭でできた怪我やあざ等について保護者からのご報告をお願いいたします。それをもとに、保育中の子どもの健康観察を丁寧に行います。

保育中に子どもの怪我やあざ等に気付いた場合、確認の為、保護者に連絡をさせていただくことがあります。

17 個人情報の取り扱いについて

当園では、園児又は第三者の生命、身体に危険がある場合等や警察機関等の命令がある場合を除き、小学校などの教育機関等に対して、園児に関する情報を提供する際には、あらかじめ、保護者様の同意を得て行います。

18 苦情相談窓口

要望・苦情等に係る窓口を以下のとおり設置しています。

相談・苦情受付 担当者	氏 名	主幹保育教諭	中西 佳世	電話	0798-65-9614
相談・苦情解決 責任者	氏 名	園 長	行天 千智	電話	0798-65-9614
第三者委員	氏 名	芝野 稔	役職・肩書等	公認会計士	
	連絡先	daisansya.shibano@gmail.com			
	氏 名	下川 仁夫	役職・肩書等	社福）甲山福祉センター専務理事	
	連絡先	daisansya.shimokawa@gmail.com			

※苦情の受付は原則として、苦情申出人からの園などへの直接受付となりますが、園に据え置き
「ヤギさんポスト」をご利用いただき、利用者様のお声をお聞かせ頂いても差し支えございません。

※以上の仕組で解決できないご意見・ご要望は、西宮市子育て事業部保育入所課に申し出ることも
出来ます。

＜西宮市こども支援局子育て事業部 保育入所課 0798-35-3160＞